

健生食輸発0210第2号
令和8年2月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産さといものクロルピリホス、ベトナム産落花生及びその加工品のアフラトキシン並びにボリビア産ごまの種子のハロキシホップ)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和8年2月4日付け健生食輸発0204第3号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産落花生及びその加工品のアフラトキシンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産さといも及びボリビア産ごまの種子についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

1. 別表第2から削除

- ・ベトナム産落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）のアフラトキシン
- ・ボリビア産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）のハロキシホップ

2. 別表第3から削除

- ・中国産さといも（学名：*Colocasia esculenta*に限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）のクロルピリホス（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「QINGDAO SINO-WORLD INTERNATIONAL TRADING CO., LTD」であるものに限る。）
- ・ボリビア産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）のハロキシホップ（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AGROEXPORTACIONES DEL SUR S. R. L.」であるものに限る。）